

本会が指定するGⅡ競走における特別出走奨励金交付基準

(目的)

第1条 この基準は、3(4)歳以上のGⅡ競走(芝コースにおいて行う距離1,800メートル以上の競走に限る。)における、安定的な出走頭数の確保および競走内容の充実を図るため、同競走に出走した馬の馬主(共有馬にあつては共有代表馬主。以下同じ。)に対して、特別出走奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準で定める特別出走奨励金とは、次条で定める交付対象競走を競馬番組一般事項Ⅷの6の(3)の競走と指定し、同Ⅷの6の(1)と別に交付する出走奨励金をいう。

(交付対象競走)

第3条 特別出走奨励金の交付対象となる競走は、別表のとおりとする。なお、出馬投票締切後に一般事項Ⅶの3に定めるところにより馬場を変更した場合は、出馬投票締切時の馬場および競走距離により交付する。

(交付対象者)

第4条 次に掲げる要件の全てに該当した馬が交付対象競走に出走し第10着以内の着順を得なかったとき、当該馬の馬主に対し、次条で定める特別出走奨励金を交付する。

- (1) 交付対象競走に出走したときに、本会の競走馬登録(日本中央競馬会競馬施行規程(平成19年日本中央競馬会理事長達第28号)第28条および第29条によるものを除く。)を受けている馬
- (2) 該当する競走条件がオープンまたは3勝クラスの馬

(特別出走奨励金の額)

第5条 特別出走奨励金の額は、交付対象馬の該当する競走条件に応じて次のとおりとする。

- (1) 該当する競走条件がオープンの馬 100万円
- (2) 該当する競走条件が3勝クラスの馬 50万円

(不交付要件)

第6条 第4条の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合には交付しない。

- (1) 失格したときまたは裁決委員が不相当と認めたとき。
- (2) 当該競走において最下位の着順となった馬が、当該競走の第1着馬の競走に要した時間より、中山記念、毎日王冠およびアイルランドトロフィー府中牝馬ステークスにあつては4秒、その他の競走にあつては5秒を超えて決勝線に到達したとき。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。
- (3) 装着時のでき上り厚さ10ミリ以下、最大部分の幅25ミリ以下、重さ150グラム以下の蹄鉄を使用しないで出走したとき。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。
- (4) 馬主が当該馬に関して競馬関与停止以上の処分を受けたとき。

別表

日経新春杯	札幌記念
アメリカジョッキークラブカップ	産経賞オールカマー
農林水産省賞典京都記念	毎日王冠
中山記念	農林水産省賞典京都大賞典
金鯱賞	アイルランドトロフィー府中牝馬ステークス
阪神大賞典	アルゼンチン共和国杯
日経賞	スポーツニッポン賞ステイヤーズステークス
農林水産省賞典目黒記念	